

令和7年度事業計画書

第1 事業計画の概要

千葉市における外国人市民の登録者数は、令和6年12月末時点で3万9千人を超え、その割合は市全人口の4%に達した。

このような中、令和7年度は、従来から掲げる外国人市民と日本人市民が互いの文化の違いを認め合いながら共存する多文化共生社会の実現に向けて、千葉市が策定した「千葉市多文化共生のまちづくり推進指針（令和5年3月改訂）」、「千葉市多文化共生推進アクションプラン（令和5年3月策定）」及び「千葉市地域日本語教育推進計画（令和3年3月策定）」等に基づき、引き続き千葉市と連携を図り、急増する外国人市民と日本人市民の懸け橋となるよう着実な事業の進展に努めていく。

多文化理解推進事業では、多文化共生社会実現に向けて、交流サロン、姉妹都市との青少年交流、語学講座、増加する外国人市民と日本人市民の相互理解、地域の多文化理解に関する多文化共生推進事業を実施する。

外国人市民支援事業では、外国人市民が地域の一市民として日本人市民と共に生活できるようにするために、外国人生活相談、外国人法律相談、外国人留学生交流員、災害時外国人市民支援に係る事業を実施する。

市民活動支援事業では、市民が個々に有する能力を有効に活用し、地域に根ざした国際交流・国際協力事業の推進を図るために、ボランティアの登録・コーディネート等を行うとともに、ボランティア研修や日本語教室等を運営する国際交流・国際協力活動を行うボランティア団体を支援する。また、令和5年1月に新規事業として開始したコミュニティ通訳・翻訳サポート制度をより広く周知するとともに、外国人市民等への生活に必要な様々な支援を行えるよう事業を展開する。

情報収集・提供及び調査では、外国人に対する情報発信の充実と協会の認知度向上を図るために、ホームページの運営、協会情報誌の発行及び千葉市の生活情報を提供するほか、情報ラウンジにおける市民間の情報交換、交流の場を提供する。

受託事業では、千葉市から「千葉市国際交流プラザ」の運営業務として外国人への総合相談と国際交流ボランティア育成事業業務を行うほか、千葉市に住む「生活者としての外国人」の日本語学習支援を総合的に進めるために、これまで培ってきたノウハウを生かして、地域日本語教育推進事業を実施する。

第2 事業計画の内容

1 自主事業

(1) 多文化理解推進事業

ア 交流サロン

多文化理解を深めるため、外国人市民と日本人市民が一堂に会して、諸外国や日本の文化を互いに紹介したり、外国人が日本語によるスピーチを披露したりする交流イベント等を開催して、外国人市民と日本人市民が気軽にふれあい、交流する機会を提供する。

内 容	時 期	会 場
諸外国や日本の文化紹介、外国人によるスピーチ、外国人との交流会 等	随時	国際交流プラザ、市役所、オンライン 等

イ 青少年交流（千葉市補助金）

姉妹都市と市民レベルでの交流を図り、次代を担う青少年がお互いの国の文化・歴史等について理解を深めるため、青少年交流事業を実施する。

都 市 名	時 期	内 容	人 数 等
ノースバンクーバー市(カナダ)	8月上旬～8月下旬(約2週間)	受入	高校生4人・引率1人
	8月上旬～8月下旬(約2週間)	派遣	高校生4人・引率1人
ヒューストン市(アメリカ)	6月上中旬(約2週間)	受入	中学生4人・引率1人

ウ 語学講座

国際交流ボランティア活動の支援及び育成を図り、異文化理解を推進するため外国語の習得を希望するボランティアや賛助会員、国際交流に关心がある市民を対象に、語学サロンを開催する。

エ 多文化共生推進

外国人市民と日本人市民の相互理解の促進による多文化共生を実現し、お互いに住みやすい社会を築いていくために行政、学校、ボランティア、自治会等の地域との連携を図り事業を進める。

多文化共生推進にかかる事業の説明や活動紹介、協会のボランティア制度やその重要性に対する理解促進を図るため、千葉市や他の関係団体が開催する各種イベントに参加する。

(2) 外国人市民支援事業

ア 外国人生活相談

多文化共生コンシェルジュや外国人生活相談員を配置し、言語や習慣の違いなどから生じる日常生活の悩み等に対して、外国人市民並びに日本人市民からの相談や、様々な分野に渡る情報提供、区役所、保健所や学校などの公的機関と外国人市民との通訳、「市役所コールセンター」への多言語対応等の支援を、窓口、電話、メール、LINE等を通じて行う。

職員で対応できない言語には、タブレット端末の翻訳機能を利用して、より多くの言語で対応する。

言 語	方 法	場 所
英語、中国、韓国語、スペイン語、ベトナム語、ウクライナ語、日本語 等	窓口、電話、Eメール、LINEほか	国際交流プラザほか

イ 外国人法律相談

外国人市民が直面する専門的な課題を解決するために、千葉県弁護士会の協力により弁護士による無料法律相談を開催する。

内 容	回 数	場 所
日常生活に関する一般法律相談	24回 (土曜日12回、夜間6回を含む)	国際交流プラザ

ウ 外国人留学生交流員（千葉市補助金）

市内大学に通う本市在住留学生(4人)を「千葉市外国人留学生交流員」に任命し、国際交流事業への参加を通じて多文化共生社会の実現に寄与する留学生社会のキーパーソンとして育成する。

エ 災害時外国人市民支援

(ア) 防災知識等の啓発

外国人市民が災害時に対処できるようにするための訓練として、外国人市民を募り九都県市合同防災訓練に参加し、その中で災害時外国人支援情報コーディネーターの指導のもと、市民と外国人市民が協力しあうことを学ぶとともに、外国人向け防災教室を同時に開催し、防災に対する知識・意識向上のための啓発を行う。

※総務省による同コーディネーター研修を受講した協会職員

- (イ) 避難行動要支援者名簿掲載申請手続き及び個人情報の取扱いに関する協定(平成 26 年 6 月 30 日締結)に基づく事業を進める。
- (ウ) 千葉市災害時多言語支援センターの設置・運営に関する協定(平成 26 年 8 月 28 日締結、令和 7 年 2 月 1 日に千葉市災害時外国人支援センターから名称変更)に基づく事業を進める。

(3) 市民活動支援事業

ア ボランティアコーディネート

市民が個々に有する能力を有効に活用し、ボランティアによる地域に根ざした国際交流・国際協力事業の推進を図るため、日本語、通訳、翻訳やホームステイ等のボランティア登録を推進し、活動のコーディネートを行う。

内 容	紹 介 先	時 期
日本語・通訳・翻訳・災害時語学・ホームステイ・ホームビジット・文化紹介・国際交流支援	公的機関や教育機関等	随時

イ コミュニティ通訳・翻訳サポーター（千葉市補助金）

高い言語能力等の資質を備えた通訳・翻訳ボランティアを「コミュニティ通訳・翻訳サポーター」として認定し、行政手続きや教育、福祉等の分野において、外国人市民との円滑な意思疎通の支援を行う。

また、同サポーターを対象とした行動規範や通訳技術などを学ぶ研修を行う。

ウ 国際交流ボランティア・リーダー会議（千葉市補助金）

平成 27 年度より千葉市委託事業として育成してきた通訳ボランティアから成るリーダー会議を引き続き実施する。リーダー会議では外国人市民支援を自主的に行うグループとの情報共有や事例研究、そして各グループが保有するリソースを活用し、より一層の市民活動活性化を図る。

エ 国際交流・国際協力団体活動助成（千葉市補助金）

市内のボランティア団体による在住外国人支援活動・国際協力・国際交流の促進を図るため、事業に要する経費の一部を助成する。

オ ちば市国際ふれあいフェスティバル支援

外国人市民と日本人市民の交流の場を創出するとともに、参加団体の活動を活性化させることを目的として、市内で活動する国際交流・協力団体で構成する「ちば市国際ふれあいフェスティバル運営協議会」が開催する「ちば市国際ふれあいフェスティバル」に、事務局として支援する。

(4) 情報収集・提供及び調査

ア ホームページ運営

外国人市民の生活に必要な情報や協会の事業内容等について、ホームページや Facebook などを通じて幅広く発信する。特に災害に係る情報については、千葉市災害時多言語支援センターの設置・運営に関する協定に基づき、市の情報に合わせて隨時に対応できるようにする。

内 容	時 期
協会事業、生活情報、イベント情報、災害時情報等 (自動翻訳により 100 言語以上に対応)	通 年

イ 協会情報誌発行

協会事業の案内や報告、国際交流・理解等に関する情報を幅広く広報するため、情報誌「ふれあい」を日本語で発行する。

発 行	発行部数	配布方法
年3回	3,000部/回	市役所、区役所、市民センター、コミュニティセンター、市内大学での配置、賛助会員への送付、ホームページからのダウンロード等

ウ 千葉市の生活情報提供

外国人市民に対し、「ちば市政だより」を始めとする有益な生活情報を、協会ホームページの自動翻訳機能等を活用して多言語で提供する。

エ 情報ラウンジ

国際交流・協力団体活動やイベント、ボランティア活動などについての情報交換や外国人市民と日本人市民の交流の場を提供する。

内 容	場 所
ボランティア活動資料、日本語学習教材、行政サービス資料、国際交流・国際協力関係資料等、ふれあいボード（市民間情報交換用掲示板）	国際交流プラザ

2 受託事業

(1) 千葉市からの委託事業

ア 国際交流プラザ運営業務

外国人市民からの生活相談（在留手続、雇用、医療、福祉、出産・子育て・子供の教育等の生活等や言語や習慣の違いなどから生じる日常生活の悩み等）、弁護士による法律相談や生活情報、市民間交流の場の提供、会議室の利用に関するなど千葉市の多文化共生・国際交流・国際協力活動の拠点施設である「千葉市国際交流プラザ」の運営業務を行う。

イ 地域日本語教育推進事業

「地域日本語教育推進事業業務」を千葉市から受託し、千葉市地域日本語教育推進計画のもと、千葉市の実情を踏まえた日本語教育実施体制の確立を目指すため、引き続き専門的な知識を持つコーディネーターの活用に努めていくほか、施策についての協議を行うための「千葉市地域日本語教育推進会議」において有識者や各関係機関と意見交換等を実施する。また、日本語支援に携わる人材の育成、地域の日本語教室や企業への支援、関連団体との連携、市民向けのやさしい日本語研修、オンデマンド日本語学習プログラム提供、初級クラスやグループクラス等の開催、日本語交流員（日本語ボランティア）との1対1日本語活動等々を引き続き実施する。